公正さと厳しさ、そして温かい目で評価します。

評価の目的

私たちの行う評価は、監査や指導を目的としていません。
現状を把握し、福祉サービスの質の向上を共に考えます。

評価の効果

①問題点が把握できます。

②改善のための具体的な目標が設定できます。

③職員の方々の意欲、能力の向上につながります。

料　金（消費税別）

〇保育所・高齢者・障がい児者施設など

定員	50人以上	250,000円
	20～50人	200,000円
	20人未満	150,000円

〇利用料金は目安です。福祉サービスの種類などに応じ、別途無料で見積もりいたします。

第三者評価の流れ

評価申込・説明・契約

↓

評価を希望される事業所より申し込みを受けたのち、評価制度の説明を行います。
双方の合意のもとに契約書を交わします。

事前説明

↓

事業者・職員・保護者などの方々に評価についての内容説明などを行います。

自己評価・事前書類の提出

↓

事業所が自己評価を行います。
その際、併せて、保護者（ご家族）及び職員へのアンケート調査を行います。（当機関独自の取り組みです。）

※自己評価票、アンケート調査票は第三者の目に触れないよう、記入者が封筒に入れ、直接当事業部へ送付されます。

自己評価の分析など事前準備

↓

自己評価票、保護者（ご家族）及び職員アンケートを、当機関で集計・分析します。

訪問調査

↓

評価調査員が2名以上で事業所を訪問し（原則1日）、書類調査（記録や計画その他）、職員への聞き取り調査、現地視察などを行います。

評価結果の作成・結果説明

↓

評価の結果については、当機関の審査会で決定します。評価結果は、事業者・保護者（ご家族）及び職員の方を対象とした報告会を開催し、説明します。

評価の公表

↓

評価結果はWAMネットで公表します。

認定書の交付

評価を受審された旨の認定書を交付します。

※苦情への対応

評価の流れ、結果について苦情がある場合はいつでも対応いたします。

※期間

訪問調査から結果の公表まで2ヶ月を目安としています。